

議案第 30 号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成 12 年上越市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項 1 号イ中「第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)又は(3)」
に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。